

## 5.瀬戸市

貴自治体名 瀬戸市

懇談日時 10月24日(金) 午前・午後 10時30分~11時30分

懇談会場 自治会会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

## 2014年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

## 【1】1. 税の滞納について 担当課( 税務課 )電話( 88-2581 )FAX( 88-2578 )

①納整理マニュアルはありますか ( )ある ( )ない

②滞納者の件数( 6468 )件

③滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2013年度)

1)徴収の猶予について 申請件数( 1 )件 許可件数( 0 )件

2)換価の猶予の適用件数( 0 )件

3)滞納処分の停止の適用件数( 429 )件

④地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2014年4月1日現在)( 103 )件

⑤地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

原則として、個人住民税をはじめとして市税の滞納額が50万円以上であり、かつ徴収困難と認められる者及びその同一世帯者で滞納がある者

⑥少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぐか

( )引き継ぐ ( )引き継がない

## 【2】1. 生活保護 担当課( 社会福祉課 )電話( 88-2611 )FAX( 88-2615 )

① 活保護の申請件数とその保護件数について

2013年度相談件数( 334 )件、申請件数( 81 )件、そのうち保護開始件数( 62 )件

② 014年4月1日時点の受給世帯数と人数( 432 )世帯( 613 )人

③生活保護基準引き下げに伴う住民税非課税限度額に連動する制度について、該当するものに○印をし、人数をご記入ください

	制 度	人 数
○	介護保険料 管理係	- 人
○	高額介護サービス費用負担上限額 認定給付係	- 人
	高額介護サービス費用負担上限額	人
	自立支援医療の負担上限	人
	障害福祉サービスの負担上限	人
	医療保険の自己負担限度額	人
	保育料	人
	特定疾患治療研究事業の自己負担限度額	人
	児童入所施設措置の徴収金	人
	小児慢性特定疾患治療研究事業の自己負担限度額	人
	地方税の費課税基準	
	国民健康保険の保険料(税)	
○	国民健康保険の一部負担金の減免基準	
	生活福祉資金の貸付対象基準	
	基準最低賃金	
	その他(下欄に具体的にご記入ください)	

※以下は市ののみお答えください

④生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数

2013年4月1日現在	6人	1年	3カ月	0人	73世帯	104人
2014年4月1日現在	6人	1年	0カ月	0人	73世帯	102人

⑤生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置ありますか ( )ある ( )ない

「ある」場合 配置している人数( )人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月( )年( )月

その職員が担当している業務( )

「ない」場合 今後の計画は( )ない ( )ある ( )検討中

計画が「ある」場合の配置予定時期と人数( 年 月 )( )人

⑥生活困窮者自立支援のための事業について

1)実施しているものに○印をつけてください。

( )自立相談支援事業 ( )住宅確保給付金の支給 ( )就労準備支援事業

( )一時生活支援事業 ( )家計相談支援事業 ( )学習支援事業

( )その他(記述: )

2)運営形態について ( )直営 ( )委託 → 委託先( )

3)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 ( )カ所

2. 介護保険及び高齢者福祉施策担当課( 高齢者福祉課 )電話(88-2621)FAX(88-2633)

①保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。 管理係

( )ない ( )ある→実施年月( 年 月 )2013年度実績( 4 )件( 100,100 )円

②利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。 認定給付係

( )ない ( )ある→実施年月( 年 月 )2013年度実績( )件( )円

③特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 ( 183 )人( 26年 4月現在)県報告

④介護給付費準備基金について 認定給付係

2012年度末の残高( 413,229 )千円

2013年度末の残高( 262,588 )千円 ※決算前の場合は見込み額を記入

⑤地域包括支援センター設置数( 7 )箇所 直営( 0 )箇所、委託( 7 )箇所

職員配置人数( 24 )人 正職員( 21 )人、非正規職員( 3 )人 地域支援係

⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。 認定給付係

( )実施している → 実施年月日(平成23年 9月 1日) 2013年度実績(382)件

( )検討中である ( )実施の予定がない

⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。 認定給付係

( )実施している → 実施年月日(平成23年 9月 1日) 2013年度実績(564)件

( )検討中である ( )実施の予定がない

⑧高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。 認定給付係

( )実施している → 実施年月日( 年 月 日 ) 2013年度実績( )件

( )検討中である ( )実施の予定がない

⑨配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。 地域支援係

配食方式	実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	週6日・回 昼食または夕食
	1日平均利用者数(2013年度)	総延べ食事数(48,913)食÷年間配食日数(310)日 =1日当たり平均(158)食
	1食あたりの助成額	150円
	1食あたりの利用者負担額	350円~650円
会食方式	実施の有無	( )実施している (○)していない ( )検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者数(2013年度)	
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

⑩独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

※リサイクルセンター

実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である
-------	------------------------------

対象事業の名称	ふれあい収集
対象者の要件	高齢者・障害者
1カ月平均利用者実数(2013年度)	16

⑪住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。認定給付係

助成制度の有無	( )助成制度がある (○)助成制度はない ( )検討中である
( )介護保険に上乗せして実施している	
上乗せの助成額	
利用者実数(2013年度)	
( )介護保険利用者以外の助成制度がある	
対象者と、その要件	
助成額	利用者実数(2013年度)

⑫ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。地域支援係

#### 1. 支援施策

##### (1)緊急通報装置設置事業及び緊急通報受信センター事業

緊急時の支援、安否確認の必要な方の居宅に緊急通報装置を設置します。また、緊急受信センターにより24時間体制で緊急通報の受信を行い、家族へ連絡する体制を整備しております。

対象者：70歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯に属する方

利用者負担：なし（通信料は負担いただきます。）

##### (2)日常生活用具給付事業

防火の配慮が必要な方に安全な日常生活を維持するために必要な電磁調理器、火災警報機、自動消火器を給付しております。

対象者：70歳以上のひとり暮らし高齢者のうち市民税非課税の方か、70歳以上の方

と介護4及び介護5の方とのふたり世帯で市民税非課税世帯に属する方

利用者負担：なし

##### (3)配食サービス事業

在宅生活を支援するため、食事を手渡しすることで利用者の安否確認を行うとともに栄養のバランスがとれた食事を提供しております。

対象者：65歳以上のひとり暮らしの高齢者か高齢者世帯に属する方のうち安否確認が

必要な方

利用者負担：あり

助成金：1食150円

利用限度：月曜日から土曜日の昼食と夕食のうち、週6食

##### (4)軽度生活支援事業

自立支援を目的とした軽易な日常生活の援助を行っております。

対象者：65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯のうち、介護認定審査会で「自立」と認定された方又は市が自立と判断した方

利用者負担：1時間160円

利用時間：週1日、90分を限度（平成26年度から60分）

支援内容：住居等の清掃及び整理整頓、衣類の洗濯、一般的な調理・配下膳及び買い物

##### (5)ふれあいネットワーク訪問事業

65歳以上の人暮らし高齢者及び65歳以上の高齢者で構成されている世帯並びに65歳以上の高齢者を含む世帯のうち、見守りが必要な方で本人が同意された方を民生委員等が安否確認等の見守りを日々の活動のなかで行っております。

⑫高齢者や障がい者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。地域支援係

巡回	実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である
巡回	地域巡回バスの名称	福祉保健センター内の老人福祉センター利用時の送迎

利用料	高齢者( 65歳以上)( 0 )円、障がい者( - )円 一般( - )円、子ども( 歳~ 歳)( - )円
その他特記事項	
2013年度の運行実績	
タクシードラム代助成	実施の有無 ( )実施している (○)していない ( )検討中である
	各対象者の要件及び助成内容
	高齢者
	障がい者
	要介護認定者
2013年度の助成実績	

⑬宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)地域支援係

実施の有無	( )実施している (○)していない ( )検討中である
実施事業の名称	
助成対象	
助成金について	金額( )円 → ( )年額 ( )月額 ( )1回のみ
助成箇所数	

⑭介護認定者の障がい者控除の認定について 認定給付係⑮～⑯

1)認定書の発行枚数(2013年度実績)は ( 4,114 )枚

2)認定書は( )毎年発行している

( ○ )1回発行すれば翌年以降も使える

3)介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

( )申請書を送付している → 2013年度( )件

( ○ )認定書を送付している → 2013年度( 4,025 )件

( )自動的には送付していない。

4)認定書の発行の条件

( )介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

( )介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

( )医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

( ○ )介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

( )次のような方法で判断している( )

⑮介護保険サービス利用人数について ( 4,359 )人( 26年 7月 現在)

⑯介護保険支給限度基準額超過者的人数について ( 不明 )人( 年 月 現在)

⑰施設入所前健康診断費用の助成について (○)助成している ( )助成していない 地域支援係⑯・⑰

⑲紙おむつ、衛生用品の費用助成について (○)助成している ( )助成していない

⑳介護保険における通院時の院内介助について (○)認めている ( )認めていない

【回答】 認定給付係 ※利用者の状況に応じて

㉑入院時の介護保険のヘルパー派遣について (○)認めている ( )認めていない

【回答】 認定給付係 ※利用者の状況に応じて

㉒新しい総合事業について

1)「多様な主体による多様なサービス」について想定されるものをご記入ください

調理、清掃、ゴミ出しなどの生活援助、運動やレクリエーション教室など。

2)実施する場合の市町村(広域連合)の体制についてご記入ください (担当課、担当職員数、想定される委託先・連携先等)

担当課 高齢者福祉課 他は未定。

### 3. 高齢者医療など

担当課(国保年金課) 電話(0561-88-2643) FAX(0561-88-2783)

- ①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。  
() 対象にしている    () 縮小して対象にしている    () 県基準どおりにした  
②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

戦傷病者の認定に際し、所得制限を設けていない

### ③2014年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療被保険者 ( 16,053 ) 人  
後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 ( 2,608 ) 人  
内  
  ひとり暮らし非課税者 ( 0 ) 人  
  〔他の県基準を上回る市町村独自対象者 ( 0 ) 人〕

### ④後期高齢者医療について

保険料滞納者数( 126 ) 人    短期保険証発行人数( 28 ) 人  
差し押さえ(2013年度)件数( 0 ) 件、金額( 0 ) 円

### 4. 子育て支援策

担当課(社会福祉課) 電話( ) FAX( )

※2014年9月1日現在をご記入ください。国保年金課

- ①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

小学校1年生(6歳に達した後の最初の4月1日)から中学校3年生(15歳に達する日の属する年度の末日)までの瀬戸市に住民票のある子どもに対し、入院外を現物給付で支給。ただし、県外受診分、療養費等は償還払い。所得制限はなし。

### ②就学援助教育委員会

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

() 入学説明会    () 入学式    () 始業式    () ホームページ    () 市広報  
() その他( )

2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の( 1.25 )倍  
その他 児童扶養手当受給者  
市民税が非課税となっている方  
国民健康保険が減免されている方 等

3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

() 就学援助認定基準を引き上げた → 【2013年度 倍 → 2014年度 倍】  
() 何もしていない  
() その他(下欄にご記入ください)

平成25年度と同基準にて認定を実施。

4)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

- ・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ( 185万 ) 円
  - ・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ( 300万 ) 円
- 5)申請書の受付先 ( ) 市町村窓口    ( ) 学校    () 市町村窓口と学校のどちらも可  
6)民生委員の証明は必要ですか    () 必要である    () 必要ない  
7)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2013年度	2014年度
受給者数	1,144人	1,150人
受給割合	10.6%	10.6%
支給額	76,275千円	81,720千円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。  
※2014年度の支給額は見込み額をご記入ください。

- 8) 就学援助家庭の給食費の支払い方法 ( ) 現物支給 ( ) 償還払い ( ) その他  
 9) 就学援助の項目について  
 (○) 学用品費 ( ) 体育実技用具費 (○) 入学準備金 ( ) 通学用品費 (○) 通学費  
 (○) 修学旅行費 ( ) クラブ活動費 ( ) 生徒会費 ( ) PTA会費 (○) 給食費  
 (○) 校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○) 校外活動費(宿泊を伴うもの) ( ) 医療費  
 ( ) 日本スポーツ振興センター掛け金 ( ) めがね・コンタクトレンズ (○) 卒業記念品  
 (○) その他(医療費も対象としているが、本市は児童生徒の医療費が無料のため支給はない )  
 ③学校給食について(2014年度)教育委員会

- 1) 給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べられていますか。  
 (○) 食べられている ( ) 未納者には給食支給を停止している ( ) その他  
 給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

未納家庭への督促状の発送  
 就学援助制度の活用  
 家庭訪問の強化

- 2) 給食費への自治体独自の補助などの施策(例:半額補助、第2子以降無料など)

特に実施していない。

- 3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの 給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	20校	8校	11校	0校	1校	240円
中学校	8校	0校	0校	0校	8校	280円

#### ④児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2013年度)こども家庭課

- 1) 件数( 76 )件 対応職員( 5 )人、うち専門職( 5 )人  
 2) 専門職の職種について ( )児童福祉司 ( )社会福祉士 ( )臨床心理士  
 ( 1 )保健師 ( 2 )保育士 ( 2 )その他(退職教員 )

#### 3) 現状に対する課題

- ・関係機関での組織的な連携の強化、維持
- ・家庭児童相談全般を受ける中での職員の資質の向上

#### 4) 未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

- ・若年妊婦などハイリスク妊婦について、母子手帳交付時から関係機関で情報共有し、相談・見守り体制をとっています。
- ・赤ちゃん訪問事業で民生児童委員と看護師・保健師が一緒に訪問し、居宅内で母子と対話することで、地域とのつながりを作り、連携をとっています。
- ・関係機関対象に虐待予防講演会を実施しています。

#### ⑤保育についてこども家庭課

##### 1) 児童福祉法第24条1項の自治体義務を果たすために施策を具体的にご記入ください。

公立保育所の民営化による定員の拡充をはじめ、平成26年度に策定する瀬戸市子ども・子育て支援事業計画に基づき、待機児童数の動向を注視しながら地域型保育施設の認可により対応していく予定です。

##### 2) 条例制定において、国からの基準条例案以上に定めたところをご記入ください。

特にありません。

## 5. 国民健康保険

担当課(国保年金課) 電話(0561-88-2641)FAX(0561-88-2783)

- ①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2012年度	2013年度	2014年度
保 險 料 · 稅 率	所得割	旧但し書き額	× ( 8.28)%	× ( 8.28)%	× ( 8.28)%
	資産割	固定資産税額	廃止	廃止	廃止
	均等割	加入者1人につき	29, 390円	29, 950円	30, 192円
	平等割	1世帯につき	32, 539円	32, 564円	32, 440円
1人当たり調定額(平均保険料)			84, 440円	85, 305円	84, 476円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			2, 414円	3, 036円	3, 130円

※2014年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

- ②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2014年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	100, 500円	198, 500円	284, 900円
	介護分	25, 800円	53, 200円	78, 100円
	後期高齢者支援分	31, 500円	62, 200円	89, 300円
②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	98, 700円	175, 900円	238, 900円
	後期高齢者支援分	30, 900円	55, 100円	74, 900円
③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	89, 900円	152, 900円	215, 900円
	後期高齢者支援分	28, 100円	47, 900円	67, 700円

- ③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

- 1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

実施していない

- 2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

世帯主又はその世帯に属する被保険者の廃業、失業等により当該年中における総所得金額等の見込額が、前年中における総所得金額等の2分の1以下に減少すると認められ、前年中における総所得金額等が300万円以下であること。

- ④資格証明書 ※2014年8月1日現在でご記入ください。

1) 資格証明書は交付していますか。 ( ) 交付していない ( ) 交付している → ( 3 ) 世帯

2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。

( ) 必ず面談している ( ) 面談がなくても交付する場合がある ( ) その他

3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ど�数

世帯数( 0 )世帯 内、乳幼児( 0 )人、小学生( 0 )人、中学生( 0 )人、高校生世代( 0 )人  
上記のうち、6ヶ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ど�数

世帯数( 0 )世帯 内、乳幼児( 0 )人、小学生( 0 )人、中学生( 0 )人、高校生世代( 0 )人

4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

( ) 国の基準どおり実施している

( ) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

( ) 高校生世代以下の子どものいる世帯

( ) 障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

( ) 病弱者のいる世帯

( ) 次の場合は、交付対象から除外している。

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、被保険者証を交付する。

⑤ 短期保険証 ※2014年8月1日現在でご記入ください。

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内( 410 )人 ・2カ月( - )人 ・3カ月( 280 )人 ・4カ月( - )人

・5カ月( - )人 ・6カ月( 414 )人 ・1年(1,021)人 ・その他( 12 人 )

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

誓約した分割納付の履行状況、現年保険料額に対する1年間の納付額の割合など。

3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

( ○ ) 通常の保険証と同じ

( ) 通常の保険証と区分している → 表記している文字・マークなど( )

⑥ 保険料(税)滞納者への差押えについて(2013年度)

1) 差し押さえの基準(接触・折衝に応じない場合や分納額が少額で完納の見通しが立たないなど)

2) 分納者への対応(分納が履行されなければ差押えはしていません)

3) 予告通知書の発行( 4 )件

4) 差押え件数 不動産( )件 預貯金( 2 )件 生命保険( )件(内学資保険( )件)

その他( )件( )

5) 競売などによる現金化 ( 2 )件 ( 48,237 )円

⑦ 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2014年8月1日現在でご記入ください。

1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 ( - )人

2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 ( - )人

3) その他

① 保険証を郵送したが配達不能で返却された、② 保険証更新の通知をしたが応答がない、という理由で新証交付が不能となっている者。

(資格を喪失したにも拘らず、手続きを行っていない者が含まれる。)

⇒ 603人(平成26年7月31日時点)

⑧ 国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1) 一部負担減免制度を実施していますか。

(○) 実施している ( ) 検討中である ( ) 実施の予定がない

2) ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

(○) 設けている ( ) 検討中である ( ) 設けていない

3) 2013年度の減免件数 ( 1 )件 減免金額 ( 42,963 )円

⑨ 高額療養費について

(○) 自動払いしている ( ○ ) 申請書を送付している ( ) 通知ハガキのみ送付している

⑩ 国保運営協議会について

1) 運営協議会の公開 (○) 公開していない ( ) 公開している

2) 運営協議会委員の公募枠 (○)ない ( ) ある → ( ) 人

6. 障害者施策 担当課( 社会福祉課 )電話( )FAX( )

① 訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	180	94	15.46
重度訪問介護	0	0	0
行動援護	17	50	20.7
同行援護	27	31	16.7

② 地域生活支援事業の移動支援

支給者数( 140 )人 最多支給時間数( 40 )時間 平均支給時間数( 14.6 )時間  
 ③訪問系サービスの支給基準 ( ○ )あり ( )なし  
 ④計画相談支援の8月利用実績 ( 21 )人  
 2014年度中の完全実施の見込み ( )あり ( ○ )なし  
 計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

- ⑤障害支援区分の二次判定変更率について(8月時点) ( 0 )%  
 障害程度区分の二次判定変更率について(2013年度) ( 23 )%
- ⑥障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係について
- 1)介護保険適用時の障害者本人の「利用意向・状況」聴き取り調査について(高齢者福祉課)  
行っている ⇒(具体的に )  
行っていない
  - 2)障害福祉サービス固有のものと認められるものの判断について、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」1-(2)-②-イに例示されたサービスに限定しているか。  
限定している  
独自で判断している ⇒(具体的に )
  - 3)65歳間近の方の障害福祉サービス(居宅系)支給決定期間について  
65歳誕生日の前々日までを障害福祉サービス支給期間としている。  
65歳到達後数ヵ月余裕を持たせている。⇒( )月  
その他 ⇒(具体的に )
  - 4)要介護認定申請が遅れた場合の対応について  
65歳到達時点ですべての障害福祉サービスを打ち切る  
要介護認定申請の勧奨を行い、要介護認定結果ができるまで障害福祉サービスを支給する。  
その他 ⇒(具体的に )
  - ⑦通院時の院内介助について (○)認めている ( )認めていない
  - ⑧入院時のヘルパー派遣について ( )認めている (○)認めていない

## 7. 健診事業 担当課( 健康課 ) 電話(0561-85-5511)FAX(0561-85-5120)

※2014年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類	実施方式	個別方式		集団方式		受診率
		自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診	個別・集団	無料	可・不可		可・不可	
がん検診	胃がん	個別・集団	1,000 円 2,500 円	可・不可		可・不可
	大腸がん	個別・集団	200 円 400 円	可・不可		可・不可
	肺がん	個別・集団	400 円 700 円	可・不可	無料	可・不可
	子宮がん	個別・集団	700 円 1,400 円	可・不可		可・不可
	超音波	個別・集団		可・不可		可・不可
	乳がん マンモグラフィー	個別・集団	1,600 円 1,600 円	可・不可		可・不可
前立腺がん		個別・集団	800 円 800 円	可・不可		可・不可
歯周疾患		個別・集団	500 円 500 円	可・不可	500 円 500 円	可・不可

※ 上段:瀬戸市国保加入者・70歳以上 下段:国保以外の保険加入者  
 ②乳がん検診(マンモグラフィー)時の視触診について

- (○)実施している ( )実施していない  
 ③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について  
 (○)実施している → 健診内容 ( )特定健診と同じ (○)特定健診とは異なる  
 ( )実施していない  
 ④歯周疾患検診の対象年齢・回数  
 ( )節目年齢に限定せず毎年受けられる ( )40・50・60・70歳の年に受けられる  
 (○)その他(30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の市民)

## 8.任意予防接種の助成 担当課( 健康課 )電話(0561-85-5511)FAX(0561-85-5120)

①助成を実施または予定している自治体のみご記入ください。

ワクチンの種類	対象	助成額(1回)	自己負担(1回)	助成開始または開始予定年月
成人用肺炎球菌	過去5年以内に肺炎球菌の予防接種を受けてなく下記の①又は②に該当する方 ① 70歳以上の方 ② 60～69歳で基礎疾患があり、医師が必要と判断した方	3,331円	5,000円	H24.4.1
おたふくかぜ		円	円	
ロタウィルス		円	円	
B型肝炎ウィルス		円	円	

②成人用肺炎球菌ワクチン助成について、10月からの国の定期接種化では、年度ごとに5歳刻みで対象となるため、人によっては助成対象となる年度が4年後となります。市町村独自助成との調整はどういうふうにされる予定ですか。

現在行っている高齢者等肺炎球菌予防接種事業の対象者と同等にできるよう調整しています。

## 【3】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。各課

※2013年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年月日
	②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年月日
	③介護保険の改善を求める意見書・要望書	年月日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年月日
	⑤医療制度改善を求める意見書・要望書	年月日
	⑥介護・福祉労働者の待遇改善を求める意見書・要望書	年月日
	⑦生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	年月日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年月日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年月日
	③精神障がい者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	年月日

## 【4】次の資料(各1部)の添付をお願いします。各課

- ①アンケート【1】2の①の「滞納整理マニュアル」
- ②介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ③アンケート【2】1の⑮の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ④アンケート【2】1の⑯の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ⑤就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑥国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2013年度)
- ⑦国保一部負担金の減免に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑧アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2013年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました